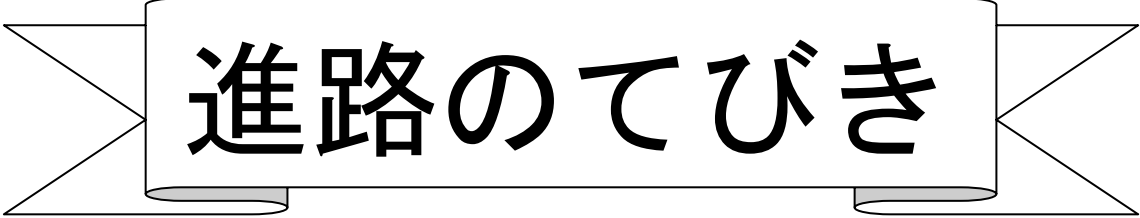


2026年度（令和8年度）



# 進路のてびき

三重県立特別支援学校伊賀つばさ学園

進路指導部

# 目 次

## 1 本校高等部の進路指導について

(1) 令和7年度高等部卒業生の進路状況 -----	1
☆過去3年間の進路先	
(2) 進路指導年間計画（高等部各学年別） -----	2
(3) 現場実習 -----	3
(4) 主な進路先について -----	4
(5) 進路にかかわる説明会・見学会・学習会・懇談会 -----	5
(6) 進路にかかわる相談・支援機関 等 -----	6～7

## 2 福祉サービスについて

(1) 療育手帳について -----	7
(2) 福祉サービスの体系 -----	8
(3) 障害支援区分 -----	8
(4) 障害福祉サービス利用の流れ -----	9
(5) 計画相談はどうして必要？ -----	10
(6) 就労継続支援B型事業所をご希望される方へ -----	11
(7) 就労系障害福祉サービス利用に係るアセスメントの流れ -----	12

## 3 一般就労及び就労支援機関について

(1) 障がい者の法定雇用率 -----	13
(2) 職業上の重度知的障害者判定 -----	13
(3) 就労支援機関 -----	13～14
☆伊賀公共職業安定所	☆三重障害者職業センター
☆伊賀圏域障がい者就業・生活支援センター	ジョブサポート ハオ
☆名張市障害者人材センター	☆いが若者サポートステーション
(4) 一般就労の流れ -----	15

## 4 進学先について

(1) 障がい者職業訓練校 -----	16
(2) 高等部専攻科 -----	16

## 参考

障害基礎年金の申請について -----	17～18
---------------------	-------

# 1 本校高等部の進路指導について

## (1) 令和7年度高等部卒業生の進路状況

施設利用（就労移行支援事業）	0名	就職	1名
施設利用（就労継続支援事業 A型）	4名	進学	1名
施設利用（就労継続支援事業 B型）	2名	その他	5名
施設利用（生活訓練事業）	1名		
施設利用（生活介護）	3名	令和7年度卒業生数	17名

☆過去3年間の進路先（施設利用については、2か所の施設を併用している卒業生もいる）

施設利用等		R7	R6	R5	事業所・学校等	R7	R6	R5
就労A型	ばとな	4			中本パックス株式会社名張工場			
就労B型	いがぐり工房	1			株式会社LIXIL 上野緑工場			
	ゴトシム名張事業所		(1)	1	マックスバリュ名張西店			
	ワークプレイス葉			1	株式会社タカキタ			
	プレイヤー作業所			2	アーケムビジネスジャパン(株)			
	工房楽々あやま			1	パナソニック ライティング		1	
	もみじの家			2	システムズ株式会社			
	赤目の森作業所		1		株式会社LIXIL 名張工場			
	水間ワークス		1		株式会社鈴木栄光堂			
	ハッピーファーム MKT			1	中外医薬生産株式会社			
	さくらプラス ワークス・名張			1	名張中西金属株式会社			1
	あおぞら未来		1		生活協同組合 コープ三重			
	あぐり工房土屋	1	(1)		瀧住電機工業株式会社			1
	生活訓練	ふっくりあハウス	1		1	まほろばファーム株式会社		
ふっくりあホイスコーレ				2	ロート製菓株式会社			1
生活介護	ききょうの家	1		2	上野テクノセンター			
	きらめき工房いが			(1)	伊賀つばさ学園			1
	ふっくりあハウス		1	1	菊水テープ株式会社		1	
	とも 1st 2nd	1		1	株式会社スズキ納整センター スズキ納整センター近畿	1		
	ふお～ゆ～		(1)		奈良県立高等技術専門学校	1		
	アトリエ彩			1				
	KoBo れもんぐらす	1						
	はなの里		(4)					
	かしの木ひろば		1					
					その他	5	5	1

事業所・学校等の欄については、過去3年に実績がない場合も掲載しています。

※（ ）内の数値は、他施設と併用

(2) 進路指導年間計画 (高等部学年別)

	高等部 1年	高等部 2年	高等部 3年
4月	学年別進路学習	学年別進路学習	学年別進路学習 進路懇談会(生徒・保護者)
5月		現場実習先見学	現場実習先見学
6月	校内実習	校内実習 第Ⅰ期現場実習 (1～2週間程度6～7月)	校内実習 第Ⅰ期現場実習 (1～4週間程度6～7月)
7月	進路希望調査		
8月		就労系障害福祉サービス利用に係るアセスメント開始	
9月	現場実習希望先調査 校内実習	校内実習	校内実習 求職登録票作成開始
10月		第Ⅱ期現場実習 (1～2週間程度10～12月)	第Ⅱ期現場実習 (1～4週間程度10～12月) (必要な生徒のみ)
11月			職業上の重度判定 (就職内定者)
12月	現場実習先見学		履歴書作成(就職内定者)
1月	現場実習 (1週間程度1～3月)	第Ⅲ期現場実習 (1～2週間程度1～3月)	第Ⅲ期現場実習 (1～4週間程度1～2月) (必要な生徒のみ)
2月			移行支援会議
3月			
備考			*必要に応じて関係機関との懇談会を実施

### (3) 現場実習

#### [現場実習のねらい]

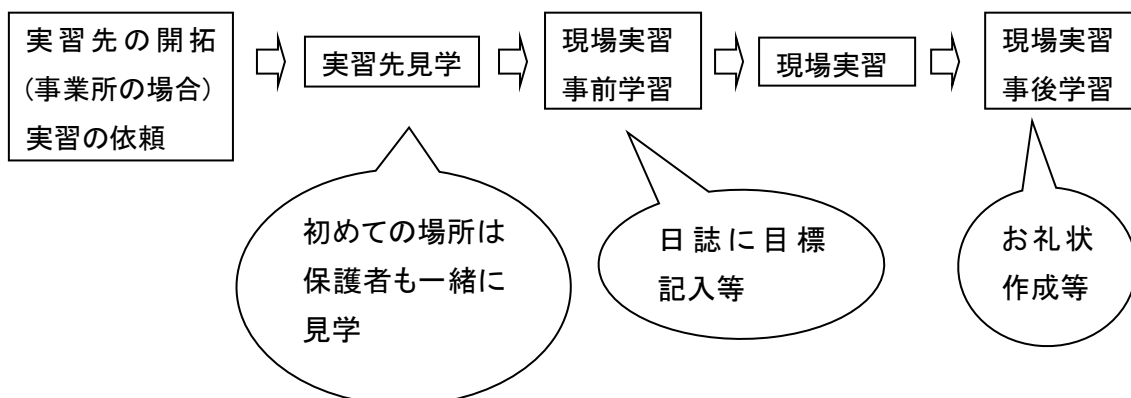
- 実習先の仕事や活動を経験し、適性や課題を確認するとともに、仕事や活動に対する意欲を育てる。
- 実習先の職種や作業内容、環境が本人に合うかどうかを見極め、先方からも評価を受け取り、実際に雇用や利用が可能かどうかを確認し、進路選択につなげる。
- 卒業後、実際に就労または利用を希望する事業所または福祉施設で実習を行い、進路先を決定していくとともに、環境に慣れ、卒業後の見通しを持てるようにする。

学年	実習時期	実習目標
高等部1年	1～3月（1週間程度）	働く意欲・活動する意欲を育てる
高等部2年	第Ⅰ期 6～7月（1～2週間程度） 第Ⅱ期 10～12月（1～3週間程度） 第Ⅲ期 1～3月（1～4週間程度）	職種や作業内容、環境が本人に合うかどうかを見極める
高等部3年	第Ⅰ期 6～7月（1～4週間程度） 第Ⅱ期 10～12月（1～4週間程度） 第Ⅲ期 1～2月（1～4週間程度） 第Ⅱ期・第Ⅲ期は必要な生徒のみ	卒業後の進路を決定していく

#### [各学年の現場実習]

- ☆ 高等部1年生では、1～3月に現場実習を実施します。卒業後の進路を想定し、実習先で仕事や活動に参加します。
- ☆ 高等部2年生では視野を広げるため、なるべく複数の事業所（企業等）または福祉施設で実習します。
- ☆ 高等部3年生では卒業後の進路実現にむけて実習に取り組みます。

#### [現場実習の進め方]



#### (4) 主な進路先について

##### ○生活介護事業所

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うと共に創作的活動又は生産活動の機会を提供する。

■通所・・・送迎サービスがある。(一部例外有)

■工賃・・・作業をしながら工賃が発生する場所もある。

##### ○就労継続支援 B 型事業所

一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供すると共に能力等の向上のために必要な訓練を行う。

■通所・・・送迎サービスがある。(一部例外有)

■工賃・・・作業した分だけ工賃が発生する。

##### ○就労継続支援 A 型事業所

一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供すると共に能力等の向上のため、必要な訓練を行う。

■通所・・・自分で毎日職場まで通所する力が必要である。

■給料・・・時給(最低賃金)×働いた分だけ発生する。

##### ○就労移行支援事業

一般企業等での就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

■通勤・・・自分で毎日職場まで通勤する力が必要である。

■給料・・・出ない。

ただし、一般就労に必要な技術や知識を身につけることができる。

##### ○一般就労

一般企業で働く。基本的に8時間(フルタイム)勤務の仕事になる。仕事は集中力や体力を必要とする内容が多く、自分ひとりで完結できる力が必要である。

■通勤・・・自分で毎日職場まで通勤する力が必要である。

■給料・・・時給×働いた分だけ発生する。企業により雇用の形態は異なる。

## (5) 進路に関わる説明会・見学会・学習会・懇談会

### ① 高等部保護者対象進路説明会

《内 容》

○学部懇談会、学年懇談会で「進路のてびき」に基づいて、本校の進路指導について説明します。

### ② 全学部保護者対象施設見学会

《内 容》

○名張地区、伊賀地区を中心に事業所を見学します。

《過去に実施した見学先》

年度	実施日	見 学 先
R7	11/13 (木)	○パナソニックライティングシステムズ株式会社 ○プレイヤード (就労継続支援 B 型)
R6	10/28 (月)	○ぱとな (就労継続支援 A 型) ○あぐり工房土屋 (就労継続支援 B 型)
R5	10/31 (火)	<維雅幸育会通所施設> ○ふっくりあホイスコーレ <名張育成会通所施設> ○アトリエ彩 (生活介護) ○ワークプレイス葉 ○花むすび

### ③進路懇談会 [ 実施時期 高3の4月下旬 ]

○卒業後の進路についての方向性の確認を行います。ここに至るまでの現場実習の様子や進路指導の内容について関係機関と共有し、関係機関の方々からアドバイスや情報を頂きます。

\*生徒の居住地や進路に応じて、関係する支援機関にきていただきます。

《関係機関》

○各市の福祉担当部署

○名張市基幹相談支援センター ○伊賀市障がい者相談支援センター

○伊賀圏域障がい者就業・生活支援センター ジョブサポート ハオ

○伊賀公共職業安定所 ○児童相談所 等

### ④移行支援会議 [ 実施時期 高3の2月中旬 ]

○進路先にスムーズに移行できるように引き継ぎを行います。就労、利用にあたっての確認の他、卒業後の生活全般に関する支援や手続きについて、関係機関の方々から説明していただく予定です。

《関係機関等》

○進路先 ○各市の特定相談支援事業所 ○各市の福祉担当部署

○名張市基幹相談支援センター ○伊賀市障がい者相談支援センター

○伊賀圏域障がい者就業・生活支援センター ○伊賀公共職業安定所 ○児童相談所 等

(6) 進路にかかわる相談・支援機関

名 称	所 在 地	電 話
名張市 福祉子ども部 障害福祉室 基幹相談支援センター	名張市鴻之台 1 番町 1 (名張市役所内)	TEL : 0595-63-7591
伊賀市障がい者 相談支援センター	伊賀市四十九町 3184 番地 (伊賀市役所内)	TEL : 0595-26-7725
伊賀圏域障がい者 就業・生活支援センター ジョブサポート ハオ	名張市西原町 2625	TEL : 0595-65-7710
名張市 障害者人材センター	名張市丸之内 79 名張市総合福祉センターふれあい内	TEL : 0595-63-0026
伊賀公共職業安定所	伊賀市四十九町 3074-2	TEL : 0595-21-3221
三重障害者 職業センター	津市島崎町 327-1	TEL : 059-224-4726

☆行政の相談窓口

名 称	所 在 地	電 話・FAX
名張市 福祉子ども部障害福祉室	〒518-0492 名張市鴻之台 1-1	TEL : 0595-63-7591 FAX : 0595-63-4629
伊賀市 健康福祉部障がい福祉課	〒518-8501 伊賀市四十九町 3184 番地	TEL : 0595-22-9656 FAX : 0595-22-9662
伊賀市 伊賀支所住民福祉課	〒519-1412 伊賀市下柘植 728	TEL : 0595-45-9108 FAX : 0595-45-9120
伊賀市 島ヶ原支所住民福祉課	〒519-1711 伊賀市島ヶ原 4913	TEL : 0595-59-2163 FAX : 0595-59-3196
伊賀市 阿山支所住民福祉課	〒518-1395 伊賀市馬場 1128	TEL : 0595-43-0332 FAX : 0595-43-9713
伊賀市 大山田支所住民福祉課	〒518-1422 伊賀市平田 652-1	TEL : 0595-47-1151 FAX : 0595-46-1764
伊賀市 青山支所住民福祉課	〒518-0292 伊賀市阿保 151 番地の 1	TEL : 0595-52-3228 FAX : 0595-52-2174

☆計画相談機関（特定相談支援事業所）

12 ページを参照してください。(令和 8 年 4 月現在)

☆県の関係機関

名 称	所 在 地	電 話・F A X
三重県 障害者相談支援センター	〒514-0113 津市一身田大古曾 670-2	TEL : 059-232-7531 FAX : 059-231-0687
三重県伊賀保健所	〒518-0823 伊賀市四十九町 2802	TEL : 0595-24-8070 FAX : 0595-24-8085
伊賀児童相談所	〒518-0823 伊賀市四十九町 2802	TEL : 0595-24-8060 FAX : 0595-24-8064

## 2 福祉サービスについて

### (1) 療育手帳について

[療育手帳の交付]

対象者	児童相談所（18歳未満の場合）または障害者支援センター（18歳以上の場合）において知的障がいと判定された人
区 分	障がいの程度により、A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）の区分があります。
手続き	<p>○18歳未満の場合</p> <p>伊賀児童相談所で判定を受けてください。</p> <p>判定を受けた後、各市の福祉担当部署へ申請に必要な書類などを持参の上、申請してください。</p> <p>申請後、手帳交付の案内を各市から行います。</p> <p>○18歳以上の場合</p> <p>各市の福祉担当部署へ申請に必要な書類などを持参の上、申請してください。</p> <p>後日、指定の日時に三重県障害者相談支援センターによる巡回訪問や来所により、判定を受けます。巡回訪問等を受けた後に、法律で定められた認定基準に基づき、県で認定します。認定が終了したら、手帳交付の案内を各市から行います。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><b>申請に必要なもの</b></p> <p>○療育手帳交付申請書    ○写真（<math>4\text{cm} \times 3\text{cm}</math>）</p> <p>○印鑑</p> </div> <p>[各市の担当部署]</p> <p>☆ 名張市    …… 障害福祉室</p> <p>☆ 伊賀市    …… 本庁障がい福祉課または各支所住民課</p>
サービス内容	医療費の助成、日常生活用具の給付、税の控除や免除、交通機関の運賃割引、各種手当への受給など
その他	<p>○一般就労の場合、手帳を所持していれば、「障がい者の雇用に関する法律」の適用を受け、就労援助が受けられます。</p> <p>○福祉施設の利用や職業訓練校への入校については手帳の所持が必要となります。</p>

☆「名張市および伊賀市の障がい者福祉ガイドブック」より一部抜粋

## (2) 福祉サービスの体系

障害者総合支援法により、福祉サービスの体系が表のようになっています。

(厚生労働省 HP より一部抜粋)

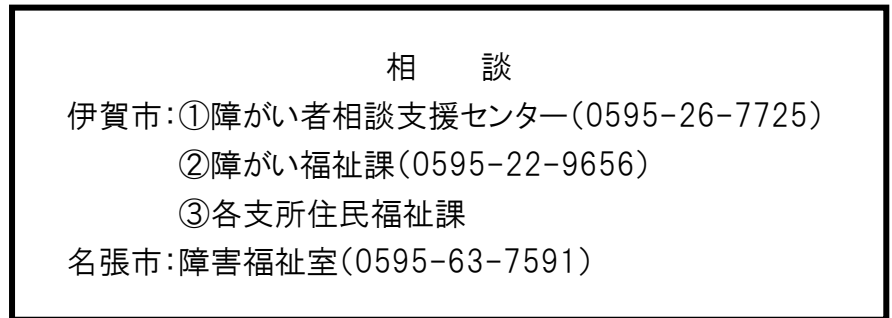
介護給付		訓練等給付	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 居宅介護</li> <li>○ 重度訪問介護</li> <li>○ 同行援護</li> <li>○ 行動援護</li> <li>○ 重度障害者等包括支援</li> <li>○ 短期入所</li> <li>○ 療養介護</li> <li>○ 生活介護</li> <li>○ 施設入所支援</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自立訓練 (機能訓練・生活訓練)</li> <li>○ 就労移行支援</li> <li>○ 就労継続支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雇成型 (A型)</li> <li>・ 非雇成型 (B型)</li> </ul> </li> <li>○ 就労定着支援</li> <li>○ 自立生活援助</li> <li>○ 共同生活援助 (グループホーム)</li> </ul>	
障害児支援に係る給付		相談支援に係る給付	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童発達支援</li> <li>○ 医療型児童発達支援</li> <li>○ 放課後等デイサービス</li> <li>○ 居宅訪問型発達支援</li> <li>○ 保育所等訪問支援</li> <li>○ 福祉型障害児入所施設</li> <li>○ 医療型障害児入所施設</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画相談支援</li> <li>○ 障害児相談支援</li> <li>○ 地域移行支援</li> <li>○ 地域定着支援</li> </ul>	
		地域生活支援事業	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日中一時支援</li> <li>○ 移動支援</li> <li>○ 地域活動支援センター</li> </ul>	

## (3) 障害支援区分

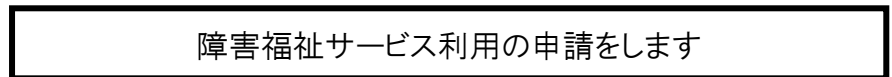
- 障害支援区分とは・・・障害福祉サービスの必要性を明らかにするため障害者の心身の状態を総合的に示す区分。  
区分1～区分6の6段階に区分される。

(4) 障害福祉サービス利用の流れ

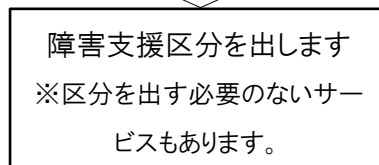
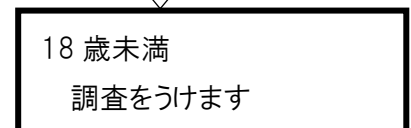
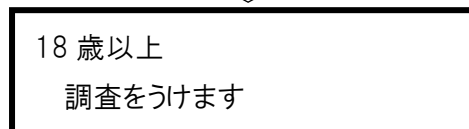
① まず相談しましょう



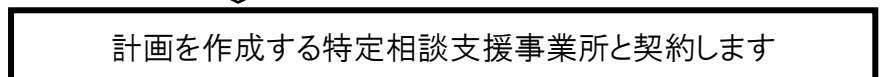
② 障害福祉サービスの申込をしましょう



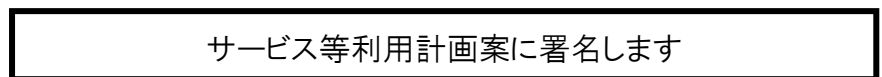
③ サービスを利用する人の心や体の状況に関する調査を受けます



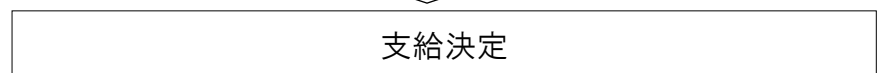
④ 特定相談支援事業所と契約しましょう



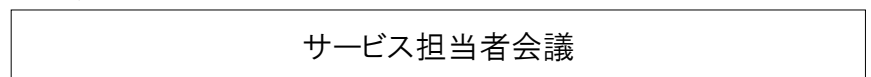
⑤ 自分の思いを伝え、計画を作ってもらいましょう



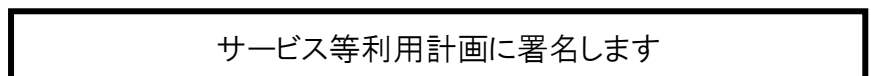
⑥ サービス等利用計画を市に提出しましょう



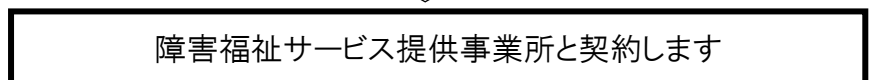
⑦ 市より受給者証が届いたら大切に保管しましょう



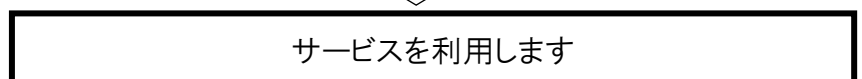
⑧ サービス等利用計画の内容を確認しましょう



⑨ 障害福祉サービス提供事業所と契約しましょう



⑩ サービスを利用しましょう



(5) 計画相談はどうして必要？

平成24年4月より、障害福祉サービスを利用する全ての利用者の方に「サービス等利用計画」を作成することになりました。「サービス等利用計画」は、利用者本人が望む生活を実現するための大切な計画です。希望する生活やそのための支援が目指す方向、利用するサービス等をのせていきます。福祉、医療、保健、教育、仕事など幅広く、利用者本人にとっていちばん良いサービスの組み合わせを、相談員と一緒に考え作ります。そしてこの計画がもとになってサービスの利用が始まります。

伊賀市・名張市の特定相談支援事業所

(令和8年4月現在)

**【伊賀市】**

事業所の名前	18歳以上	18歳未満	住所	電話番号	FAX番号
伊賀市社会福祉協議会	○		〒518-0829 伊賀市平野山之下 380-5 伊賀市総合福祉会館 1F	0595 21-5866	0595 26-0002
ふっくりあ	○	○	〒518-0823 伊賀市四十九町字上教免 2026 番 1	0595 41-0318	0595 41-0312
指定特定相談支援事業所 さぼ	○		〒518-0846 伊賀市上野愛宕町 2903	0595 48-6753	0595 48-6753
相談支援事業所 すきっぷ	○	○	〒518-0032 伊賀市朝屋 725-1	0595 41-2288 41-1717	0595 26-7600
いが児童発達支援センター れいあろは		○	〒518-0015 伊賀市土橋 178-1	0595 41-1333	0595 41-1334
特定相談支援事業所 クリーンズハート	○		〒519-1413 伊賀市愛田 513 きらめき工房いが内	0595 44-6522	0595 45-9172
相談支援事業所 すばる	○		〒518-0843 伊賀市四十九町 2264-13	070-2222 - 2107	0595 44-6177
特定相談支援事業所 えん ソーシャルサポート	○		〒518-0031 伊賀市長田 2063-1	0595 41-2728	0595 51-9571

**【名張市】**

事業所の名前	18歳以上	18歳未満	住所	電話番号	FAX番号
児童発達支援センター どれみ		○	〒518-0485 名張市百合が丘西 5-25	0595 44-6211	0595 44-6233
の一まらいふ暖	○	○	〒518-0603 名張市西原町 2622	0595 66-5633	0595 65-8210
相談支援事業所てらだ	○		〒518-0615 名張市美旗中村 2327	0595 48-7257	0595 48-7301

(6) 就労継続支援B型事業所をご希望される方へ

就労継続支援B型事業所の利用を検討される方で下記のいずれかに当てはまらない方については、就労移行支援事業を利用してアセスメントを受ける必要があります。

- ① 就労経験がある方であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった方
- ② 就労移行支援事業を利用（暫定支給決定での利用を含む）した結果、B型の利用が適当と判断された方
- ③ ①、②に該当しない方であって、50歳に達している方又は障害基礎年金1級受給者

上記のいずれにも該当しない方が就労継続支援B型事業所の利用を希望される場合は、利用に先立ち、就労移行支援事業所によるアセスメントを受ける必要があります。

**伊賀圏域の就労移行支援事業所**

(令和8年4月現在)

事業所名	住所	電話番号	FAX番号
社会福祉法人維雅幸育会 ふっくりあホイスコーレ	〒518-0823 伊賀市四十九町字上教免2026番地1	0595	0595
		41	41
		0311	0312
特定非営利活動法人伊賀の友 伊賀の友	〒518-0817 伊賀市下友生2367番地	0595	0595
		21	21
		1833	1833

## (7) 就労系障害福祉サービス利用に係わるアセスメントの流れ

学校に在籍していて、卒業後4月からB型事業所の利用を検討している方は、在学中にアセスメントを受けなくてはなりません。

高等部2年次に受けていただくことになります。

(このアセスメントは学校の実習とは異なります。)

### ☆アセスメントの流れ

1年次の3月の懇談会で「卒業後のB型利用の可能性」についてお伺いさせていただきます。

市の担当者から関係書類を受け取る

認定調査を受ける

(市からお知らせがあります)

指定特定相談事業所と契約して、サービス計画を立ててもら

市にサービス等利用計画書を提出し、後日受給者証を受け取る

就労移行支援事業所と契約する

就労移行支援事業所でアセスメントを受ける

2週間(月～金の10日間)

アセスメントの結果を振り返る

ここからは  
高等部2年生に  
なってからに  
なります。

※早い方で、高等部2年の夏季休業中にアセスメントを受けることになります。

### 3 一般就労及び就労支援機関について

#### (1) 障がい者の法定雇用率

「障がい者の雇用の促進に関する法律」においては次に定める率（法定雇用率）以上の障がい者を雇用することを義務づけています。（令和8年4月現在）

民間企業	一般の民間企業	2.5%
国 および 地方公共団体	国及び地方公共団体	2.8%
	都道府県の教育委員会等	2.7%

#### (2) 職業上の重度知的障害者判定

○実施機関：三重障害者職業センター

○目的：障がい程度によって就職機会に差が生じないように、また、事業所の負担を軽減するための援護制度等を活用しやすくし、就職を促進することが目的です。（重度障がい者を採用した事業所には手厚い措置が講じられることになっています。）

○判定対象者：療育手帳B度を所持し、一般就労を希望する方。（療育手帳にかかわる判定とは異なります。）

在学中（高等部3年）に実施していただきます。

#### (3) 就労支援機関

☆伊賀公共職業安定所（ハローワーク伊賀）〔伊賀市四十九町3074-2〕

仕事を求めている方（求職登録を行っている方）にふさわしい職場を紹介してくれたり、職業に関するあらゆる相談にのってくれます。

☆三重障害者職業センター〔津市島崎町327-1〕

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、就職を希望する障がいのある方に対して、就職の相談から職業生活全般にわたる支援を行ってくれます。

①ジョブコーチ支援〔支援期間：2～3ヶ月程度〕

- ・一人で就職するのが困難と認められる障がい者に対して、一定期間、職場に付き添い、作業や労働習慣、コミュニケーションなどの支援を行ってくれます。
- ・職場の方々へ障がい者への理解や支援ノウハウについてアドバイスをおこない、お互いに働きやすい職場環境作りをお手伝いし、障がいのある方へ職場定着の支援を行ってくれます。

②職業準備支援〔支援期間：1～12週間〕

- ・センター内での作業支援を通じて、働く上での課題の把握・改善、基本的労働習慣の体得等を行ってくれます。

☆伊賀圏域障がい者就業・生活支援センター ジョブサポート ハオ

- 名張市・伊賀市にお住まいの障がいのある方やご家族等が利用できます。
- 雇用・福祉・教育等の関係機関の人たちと協力しながら、障がいのある方が働くことや生活していくために必要なお手伝いをしてくれます。

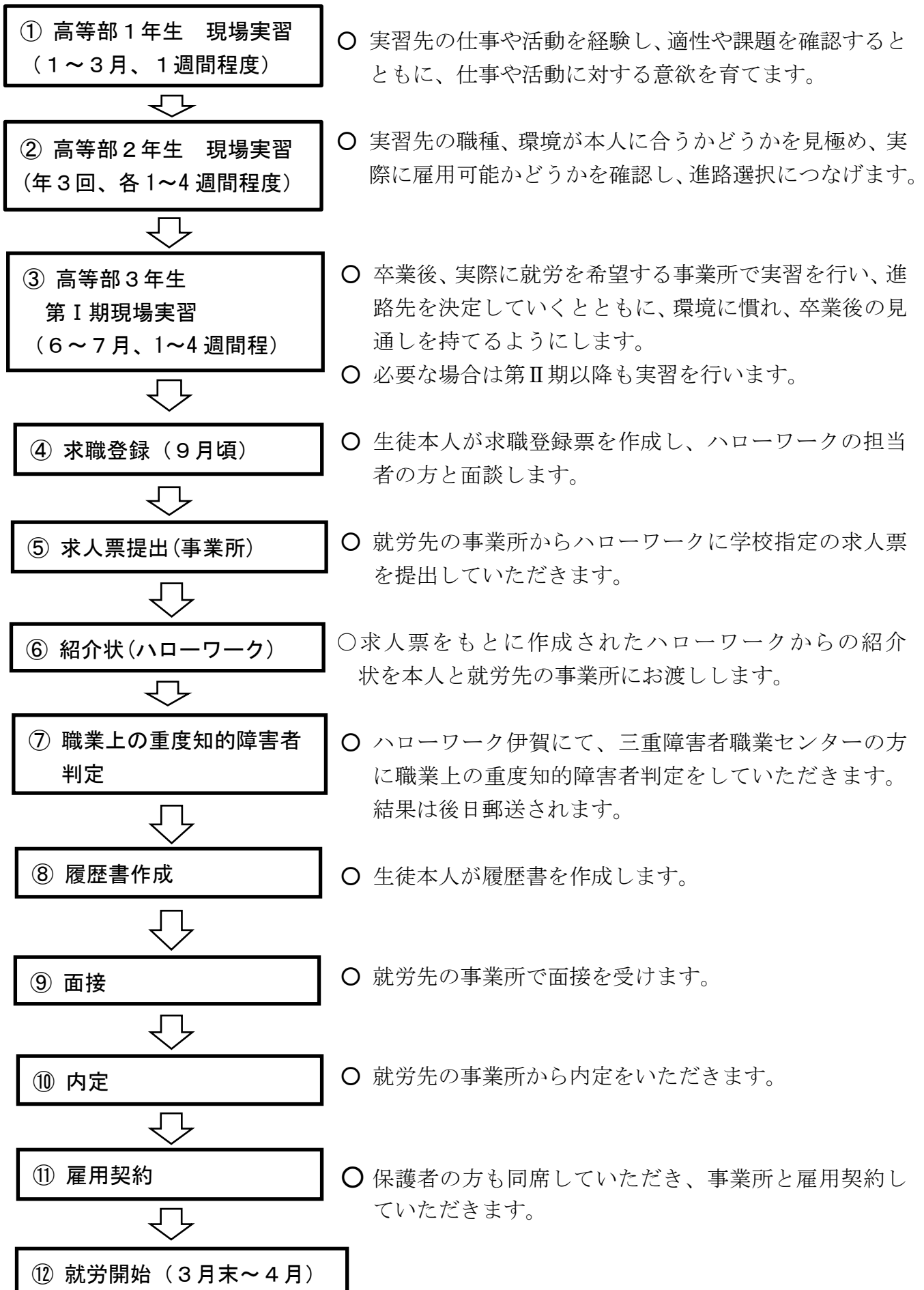
☆名張市障害者人材センター〔名張市総合福祉センター ふれあい内〕

- 名張市にお住まいの障がいのある方やご家族等が利用できます。
- 職場見学などの就職活動のお手伝いや就労の前段階として職場実習のあっせんを行ってくれます。

☆いが若者サポートステーション〔伊賀市上野丸之内500ハイトピア伊賀3階〕

- 伊賀市にお住まいの障がいのある方やご家族等が利用できます。
- 就業にかかわる相談やセミナーを実施してくれます。

(4) 一般就労の流れ



## 4 進学先について

### (1) 障がい者職業訓練校 [公共職業安定所]

職業に必要な知識や態度を身につけ、職業的自立をめざすために、各種の職業訓練を行っています。ハローワークが窓口になってくれます。

### (2) 高等部専攻科

期間は2～4年です。三重県では私立「聖母の家学園（四日市校）・（いなべ校）」があります。寄宿舎があります。

## 参考

### 障害基礎年金の申請について

障害認定日(20歳の誕生日前日)に法令が定める障害の状態にあるときは、障害認定日の翌月分から年金を受け取ることができます。

<窓口>

名 称	所 在 地	電 話
名張市 市民部 保険年金室	名張市鴻之台1番町1 (名張市役所内)	TEL : 0595-63-2148
伊賀市 健康福祉部 保険年金課	伊賀市四十九町3184番地 (伊賀市役所内)	TEL : 0595-22-9659
津年金事務所	津市桜橋3-446-33	TEL : 059-228-9112

- ・障害年金の請求では、初診日の証明が必要ですが、知的障がいの場合、生まれた日が初診日とされ、証明に関する書類は不要です。
- ・年金申請のための医療機関での受診が必要になります。かかりつけ医がない場合、近くの精神科にて診察となります。数回の通院が必要な場合があります。診断書の内容で1級2級が決まることもあります。
- ・診断書の有効期間は作成日から3ヶ月なので注意してください。
- ・20歳の誕生日の前日からの申請になるので、誕生日前日の前後3ヶ月以内の診断書を用意するようにしてください。
- ・結果は早くて3ヶ月くらいかかります。
- ・一般の年金の免除申請をしておくといいですが、就労継続支援A型事業所及び企業での障害者雇用の場合、本人が社会保険に加入している場合は免除申請しない方がいいです。
- ・年金証書に更新のことについての記載があります。(更新の手続きの際は前回と同じ医療機関の方がスムーズです。診断書のコピーをとって保管しておいてください。)

## <年金申請の流れ>

